

JCS日本語学校シティ校ファーストエイドガイドライン

1. 入学時と年度始めに保護者より各生徒の健康状態の情報を取り寄せる。同時に健康に関する個人情報の学校内での公開について同意をとる。教務生徒委員が情報収集し重度のアレルギー、喘息などを持つ児童をリストにまとめる。急変時に特別な処置が必要な生徒については、保護者より情報を提供してもらい、個別のアクションプランをファーストエイド係、委員、保護者の同意の下で作成する。各プランの内容は、その生徒の担当、委員、ファーストエイド係へ引継ぎし、緊急時急変している生徒すばやく救急病院へ搬送できる体制を作っておく。アクションプランファイルは委員室、ファーストエイド係に伝える。
2. “具合の悪い生徒の登校規制”に基づき、保護者は家庭で生徒がリストにある症状を示した場合、登校させない。生徒が在校中にリストにある症状を示した場合すぐに保護者に連絡し迎えに来てもらう。
3. ファーストエイド係は、保護者ボランティアで構成され、各週交代で学校内で待機をし、児童の病気、怪我などの簡単な応急手当する。ファーストエイド係、或いは委員は、簡単な処置(検温、擦り傷の処置、打ち身時のアイスパック使用など)は行うが、15分以上経っても生徒が授業に戻れない場合は保護者に連絡し、生徒を迎えに来てもらう。処置を行った場合は、その日時、場所、生徒名、処置内容を記録し、そのコピーを担当に渡し、それを保護者へ渡してもらう。
4. 授業中生徒が具合が悪くなった場合は、幼児部は担任又はアシスタント教師が具合の悪い生徒をファーストエイド係へ連れて行く。(ボランティアは付き添わない)ファーストエイドへの引継ぎ時、担任、アシスタント教師は事故報告書に生徒名、クラス名、怪我や事故の内容、場所について記入する。小学部は、クラス担任1人の為、クラスメイトを1人具合の悪い生徒に付き添わせて、ファーストエイドへ行かせる。事故報告書の事故内容は生徒からの自己報告を記入するか後に生徒をクラスに引き渡す時に怪我や事故の内容は担任から記入してもらう。
5. 緊急時伝達プラン
 - ・第一発見者は、直ぐに第一援助者を探す。状態の悪い生徒から離れない。児童が危険な場所にいるときのみ、安全な場所に移動する。
 - ・第一援助者は、ファーストエイド、もしくは、学校の携帯(0452-141-618)に連絡をして委員に報告し第2、第3の援助者を探す。
 - ・委員は、生徒の保護者に連絡をする。保護者に連絡がつかない場合でも生徒の状態によっては、救急車を呼ぶ。(救急車使用費は、保護者の負担)保護者不在の場合、委員が付き添って救急車に同乗する。
6. 学校内では教師、委員、ファーストエイド係はファーストエイド、喘息、アナフィラキシーショック、てんかん発作時の対応法などの講習は受講していない。その為、校内で生徒が重症な健康障害に陥った場合、的確な救急処置が取れる体制はできていない。緊急時には教師、委員、ファーストエイド係は緊急伝達プランに沿いより多くの援助者を集め、重症な生徒をすばやく救急隊へ引き渡し病院へ搬送できるよう行動する。
7. 当校の教師、委員、ファーストエイド係は原則的に生徒への投薬は行わない。ただし、応急処置時の薬や、長期に亘って処方されている必須の薬については、学校と保護者との同意で作成した個々のアクションプランに基づき投薬をする事もあるが、学校側は一切の責任を負わない。
8. 応急処置時の薬は、自己管理(バックの中)する。もしくは、保護者が学校内で待機し管理する。幼児部クラスは他の生徒に触れられる危険を避ける為緊急薬を保管しているバックは棚の上など高いところに保管する。
9. 校内での、『ナッツフリー』『おやつシェアの禁止』のポリシー施行を徹底させる。誕生日ケーキなどの差し入れをする際には、保護者は必ずアレルギーを持った生徒がいないかを担任と確認する。
10. 頻繁に喘息、アレルギー、てんかん発作を起こす生徒の保護者は休み時間を含め、校内で待機してもらう。
11. 感染予防の基本として、出血等の体液に触れる場合必ず手袋をする。処置前後の手洗いも行う。
12. 学校全体で緊急時の伝達プランを教師、委員、保護者、生徒に把握させておく。緊急時の対応策をクラスで生徒と話す。(緊急電話000をかける事や、アドレナリン注射(エピペン)を必要な生徒や喘息発作の起こる可能性のある生徒を認識する。)
13. 救急箱の中の物品は定期的にチェックし、リストに沿って補充する。(担当：ファーストエイド当番、総務担当委員)